

伊 勢 市 公 報

第 200 号
平成 26 年 3 月 5 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則の一部を改正する規則	2
教育委員会規則	
○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部を改正する規則	4
○ 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則等の一部を改正する規則	9
教育委員会訓令	
○ 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	11
告 示	
○ 伊勢市議会定例会の招集について	13
○ 明和町の一部の区域の下水処理事務の受託について	14
選挙管理委員会告示	
○ 村松土地改良区総代選挙関係 ・ 当選した者の氏名及び住所について	17
上下水道告示	
○ 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	19
公 告	
○ 犬の抑留について	21
○ 農用地利用集積計画について	22
○ 伊勢市森林整備計画の案の縦覧について	23
○ 農用地利用集積計画について	24
病院事業公告	
○ 伊勢都市計画病院事業の認可について	25
○ 伊勢都市計画病院事業の図書の写しの縦覧について	26

伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 26 年 2 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則（平成17年伊勢市規則第157号）の一部を次のように改正する。

別表冷暖房1時間当たりの金額の項中「510円」を「520円」に改める。

様式第1号、様式第3号及び様式第4号中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき使用料について適用し、施行日の前日までに納付すべき使用料については、なお従前の例による。

伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 26 年 2 月 24 日

伊勢市教育委員会

委員長 八 木 雅 文

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則等の一部を改正する規則

(伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正)

第1条 伊勢市教育委員会事務局等処務規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表学校教育課の項中「教職員係」を「学事係 教職員係」に改め、同表生涯学習・スポーツ課の項を次のように改める。

社会教育課 社会教育係

第2条の表文化振興課の項の前に次のように加える。

スポーツ課 スポーツ振興係 スポーツ施設係

第4条第1項の表教育総務課の部総務係の項中第11号及び第12号を削り、第13号を第11号とし、同項第14号中「幼稚園」を「就園その他幼稚園」に改め、同号ただし書中「教育課程及び学習指導」を「教育指導」に改め、同号を同項第12号とし、同項第15号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条第1項の表学校教育課の部教職員係の項の前に次のように加える。

学事係

- (1) 通学区に関する事。
- (2) 就学に関する事。
- (3) 育英奨学に関する事。
- (4) その他学事に関する事。
- (5) 課の庶務に関する事。

第4条第1項の表学校教育課の部指導係の項中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とし、第9号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

第4条第1項の表生涯学習・スポーツ課の部を次のように改める。

社会教育課

社会教育係

- (1) 社会教育に関すること。
- (2) 社会教育関係団体に関すること。
- (3) 社会教育委員に関すること。
- (4) 生涯学習センターに関すること。
- (5) 市立公民館及び学習等供用施設に関すること。
- (6) 市立図書館に関すること。
- (7) 青少年の健全育成に関すること。
- (8) 青少年問題協議会に関すること。
- (9) 青少年相談センターに関すること。
- (10) 青少年の指導及び相談に関すること。
- (11) その他社会教育に関すること。

第4条第1項の表文化振興課の部の前に次のように加える。

スポーツ課

スポーツ振興係

- (1) スポーツ推進審議会、スポーツ推進委員及び各種体育団体に関すること。
- (2) 社会体育及びレクリエーションの振興に関すること。
- (3) 国民体育大会に関すること。
- (4) その他スポーツ振興に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

スポーツ施設係

- (1) 体育施設の管理及び運営に関すること。
- (2) 学校体育施設の開放に関すること。
- (3) 御薊B & G海洋センターの管理及び運営に関すること。

(4) その他スポーツ施設に関すること。

(伊勢市教育委員会公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市教育委員会公印規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

「

何	育	伊
々	委	勢
課	員	市
長	会	教

」を「

総	委	伊
務	員	勢
課	会	市
長	教	教

」に、

「

課長名の文書	各課	4
--------	----	---

」を

「

預金口座振替納付書送付 明細、振込・振替等依頼書 及び口座振替停止依頼書	教育総 務課	1
--	-----------	---

」に改め、同表所長印の

項から公民館長印の項までを削る。

(伊勢市生涯学習センター管理規則の一部改正)

第3条 伊勢市生涯学習センター管理規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第6条中「教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課」を「教育委員会事務局社会教育課」に改める。

(伊勢市青少年相談センター設置規則の一部改正)

第4条 伊勢市青少年相談センター設置規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「伊勢市教育委員会生涯学習・スポーツ課」を「教育委員会事務局社会教育課」に改め、同条第3項中「教育委員会事務局生涯学習・スポーツ課課長」を「教育委員会事務局社会教育課長」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則等の一部を改正する規則
を次のように定める。

平成 26 年 2 月 24 日

伊勢市教育委員会

委員長 八 木 雅 文

伊勢市教育委員会規則第2号

伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則等の一部を改正する
規則

(伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則の一部改正)

第1条 伊勢市立伊勢古市参宮街道資料館条例施行規則(平成18年伊勢市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表2の表拡声装置の項中「500円」を「510円」に改める。

(伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則の一部改正)

第2条 伊勢市観光文化会館駐車場条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号(裏面)中「2,060円」を「2,110円」に改める。

(伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 伊勢市立学校施設の開放に関する条例施行規則(平成17年伊勢市教育委員会規則第36号)の一部を次のように改正する。

様式第8号中「500円」を「510円」に、「1,000円」を「1,020円」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 26 年 2 月 24 日

伊勢市教育委員会

委員長 八 木 雅 文

伊勢市教育委員会訓令第1号

伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

伊勢市教育委員会事務決裁規程(平成17年伊勢市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第6条の表教育総務課長専決事項の項第9号を削り、同表学校教育課長専決事項の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 児童及び生徒の奨学

第6条の表生涯学習・スポーツ課長専決事項の項を次のように改める。

社会教育課長専決事項

- (1) 社会教育機関との連絡調整
- (2) 社会教育に係る各種講座の実施
- (3) 図書館資料の収集、寄贈、整理及び保存
- (4) 図書館資料の利用及び管理に関する事項
- (5) 青少年指導、育成活動の実施

第6条の表文化振興課長専決事項の項の前に次のように加える。

スポーツ課長専決事項

- (1) スポーツ教室など体育振興行事の実施
- (2) 体育施設に関する事務処理
- (3) 御菌B&G海洋センターに関する事務処理

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 1 項の規定により、次の規約により明和町の一部の区域の下水処理の事務を受託しましたので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

平成 26 年 2 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市と明和町との間における下水処理の事務の委託に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1 条 明和町は、明和町公共下水道事業に関する事務のうち明和町の一部の区域（以下「対象区域」という。）の汚水を伊勢市の下水道施設を經由して宮川流域下水道幹線管渠^{きよ}に流入させることに伴う下水の処理に関する事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を伊勢市に委託する。

2 対象区域は、明和第 1 - 2 処理分区とする。

（管理及び執行の方法）

第 2 条 伊勢市は、委託事務を下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）、伊勢市公共下水道条例（平成 17 年伊勢市条例第 176 号）その他の法令の定めるところにより管理し、及び執行する。

2 明和町長は、対象区域から宮川流域下水道幹線管渠^{きよ}に流入させる汚水の量その他委託事務の管理及び執行に必要な情報を伊勢市長に通知するものとする。

（経費の負担）

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、次項から第 4 項までに定め

るところにより、明和町が負担するものとする。

- 2 対象区域の汚水を宮川流域下水道幹線管渠^{きよ}に流入させるために使用する伊勢市の下水道施設（対象区域の汚水を宮川流域下水道幹線管渠^{きよ}に流入させるために経由する部分に限る。以下「経由施設」という。）の建設及び維持管理に要する経費については、その一部を負担するものとし、その負担金の額の算出方法は、経由施設に係る伊勢市及び明和町の排水区域の面積割合により計算するものとする。
- 3 経由施設の損傷その他の重大な事故が発生した場合においては、その事故に起因する経由施設の維持管理に要する経費に係る負担金については、前項の規定にかかわらず、伊勢市長と明和町長が協議して定める。
- 4 三重県が行う宮川流域下水道事業に伴うものについては、三重県と関係市町との間で締結した取決めに従い、伊勢市長と明和町長が協議して定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、経由施設の建設及び維持管理に要する経費の範囲、負担金の交付の方法及び時期その他負担金に関し必要な事項は、伊勢市長と明和町長が協議して定める。

（収入及び支出の経理）

第4条 伊勢市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出について、その経理を明確にしておくものとし、毎年度終了後（経由施設の建設に要した経費にあっては、当該工事の完了した年度の終了後）速やかに精算を行い、その明細を明和町長に通知するものとする。

（連絡会議）

第5条 伊勢市及び明和町は、委託事務の管理及び執行に関し必要があるときは、随時に連絡会議を開くものとする。

（補則）

第6条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、伊勢市長と明和町長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 14 号

伊勢市議会定例会を次のとおり招集します。

平成 26 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 26 年 2 月 24 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

平成 26 年 2 月 19 日執行の村松土地改良区総代選挙において、土地改良法施行令第 21 条第 1 項の規定による当選人の報告を受け、同令第 22 条第 2 項の規定により当選証書を付与したので、同令第 21 条第 2 項の規定並びに同令第 22 条第 2 項の規定により、下記のとおりその者の住所及び氏名を告示する。

平成 26 年 2 月 20 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 森 裕幸

記

村松土地改良区総代選挙当選人

別紙当選人一覧表のとおり

村松土地改良区総代選挙当選人一覧表

(定数30人 当選人30人)

住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	奥野 武敏	省略	天白 由秋
省略	奥野 洋一	省略	中井 安夫
省略	奥野 佳弘	省略	中西 茂弘
省略	中川 好弘	省略	中西 茂
省略	中村 和之	省略	中西 武彌
省略	中村 修二	省略	中村 信行
省略	中村 忠	省略	中村 若生
省略	西村 和博	省略	宮本 銀博
省略	濱口 幸太郎	省略	田畑 明彦
省略	濱口 秋吾		
省略	濱口 眞澄		
省略	濱口 泰久		
省略	濱口 喜紀		
省略	濱口 好正		
省略	濱口 義美		
省略	堀内 松樹		
省略	山口 恵紀		
省略	山中 一五三		
省略	山中 松茂		
省略	山中 峯生		
省略	天白 和弘		

伊勢市上下水道事業告示第4号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定により、流域関連伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第3条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

平成26年2月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 下水道の種類

流域関連伊勢市公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市役所上下水道部窓口

小俣総合支所地域振興課

御薮総合支所地域振興課

4 縦覧期間

自 平成26年2月20日(木)

至 平成26年3月5日(水)

5 問い合わせ先

伊勢市上下水道部下水道建設課 電話 0596-42-1530

伊勢市公告第 14 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 26 年 2 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	小俣町新村	雑種	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 26 年 2 月 15 日

3 抑留期限 平成 26 年 2 月 21 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 15 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 16 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により伊勢市森林整備計画をたてたいので、同条第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該伊勢市森林整備計画の案を縦覧に供します。

なお、伊勢市森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、伊勢市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができます。

平成 26 年 2 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

自 平成 26 年 2 月 25 日

至 平成 26 年 3 月 25 日

2 縦覧場所

伊勢市産業観光部 農林水産課

伊勢市公告第 17 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 2 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市病院事業公告第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示（平成26年三重県告示第108号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告します。

平成26年2月20日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画病院事業 1号 市立伊勢総合病院

2 施行者の名称

伊勢市

3 事務所の所在地

伊勢市楠部町3038番地

市立伊勢総合病院新病院建設推進課

4 事業地の所在

伊勢市楠部町字奥地内

伊勢市病院事業公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成26年2月20日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

1 都市計画事業の種類及び名称

伊勢都市計画病院事業 1号 市立伊勢総合病院

2 縦覧場所

市立伊勢総合病院新病院建設推進課